

# 石川県公報

令和4年2月4日

第13479号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等（地域医療推進室）	1
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の失効（薬事衛生課）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林管理課）	2
○保安林の指定施業要件の変更（同）	3
公 告	
○特定調達契約に係る入札公告（医療対策課）	5
○土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（農業基盤課）	7
○土地改良区の清算人退任公告（同）	7
○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告（同）	8
○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告（同）	8
公安委員会	
○石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	8
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	9

## 告 示

### 石川県告示第49号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
石川県ドクターヘリ運航業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地一式  
石川県健康福祉部地域医療推進室  
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日  
令和4年1月26日
- 落札者の名称及び所在地  
中日本航空株式会社  
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字殿釜2番地
- 落札金額  
270,600,000円（年間）
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年12月17日

### 石川県告示第50号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 1 - {1 - [1 - (4 - ブロモフェニル) エチル] ピペリジニ - 4 - イル} - 1, 3 - ジヒドロ - 2 H - ベンゾ [d] イミダゾール - 2 - オン及びその塩類
- (2) 5 - (シクロヘキシルメチル) - 2 - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 2, 5 - ジヒドロ - 1 H - ピリド [4, 3 - b] インドール - 1 - オン及びその塩類
- (3) メチル = 2 - [7 - アザ - 1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルプタノアート及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

## 3 失効の日

令和4年1月29日

## 4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

**石川県告示第51号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

潮害の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
風害の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 
- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
加賀市(次の図に示す部分に限る。)
  - 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び加賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

石川県立中央病院清掃等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 履行場所

石川県立中央病院等

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 令和3年度に石川県において締結が見込まれる建築物の管理業務の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年石川県告示第133号）に基づき、競争入札参加者資格の審査においてAの等級に格付けされた者であり、かつ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の規定に基づき都道府県知事の登録を受けて、清掃業を営む者であること。

(4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件調達役務の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(5) 本件調達役務の入札において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(6) 受託責任者との連絡体制が完備されており、かつ、受託責任者に連絡をしてから1時間以内に清掃等に着手できる者であること。

(7) 受託責任者、清掃責任者、清掃点検班長を各々専任で1名ずつ配置できる者であること。

(8) 日常清掃業務を自ら実施できる者であること。

(9) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（延床面積が3,000平方メートル以上のものに限る。）において平成29年1月1日以後、12箇月以上継続して施設清掃の実績があることを証明した者であること。

(10) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15で定める清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準に適合している者であること。

なお、受託責任者は必要な知識を有し、実務経験が6年以上（うち医療機関の清掃業務についての実務経験が3年以上）かつ病院清掃受託責任者講習を修了した者であること。

(11) 政令第167条の5の2の規定により、知事が定める資格を有する者であること。

(12) 清掃作業従事者の確保及び清掃器具の配備が可能である者であること。

(13) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク制度による認定を受けた者であること。

(14) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出期限及び場所

入札者は、1(1)の調達役務について入札参加資格確認申請書に2(3)及び(6)から(13)までの資格を証明できる書類を添付して、令和4年3月2日（水）午後5時までに4(1)の場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8530 金沢市鞍月東2丁目1番地

石川県立中央病院管理局用度課施設係

電話番号 076-238-7858

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明会

実施しない。入札説明書について質問等がある場合は、文書により令和4年3月9日（水）午後5時までに(1)の場所に必着するよう提出すること。

(4) 入札書の受領期限

令和4年3月16日（水）午前10時（郵送の場合は、書留郵便とし、前日正午必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。）

(5) 開札の日時及び場所

令和4年3月16日（水）午前10時

石川県立中央病院3階管理局会議室2

### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札参加者資格審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、4(4)の入札書の受領期限までに資格の審査を受けなければならない。ただし、既に競争入札参加資格者決定通知を受けている者は、この限りでない。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した特定役務を履行できると知事が判断した入札者であって、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行っ

た者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無  
無

(8) その他  
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

- (1) Nature of services required  
Cleaning of the Ishikawa Prefectural Central Hospital's main buildings
- (2) Contractual period  
From 1 April 2022 through 31 March 2023
- (3) Delivery place  
Ishikawa Prefectural Central Hospital
- (4) Inquiry section regarding notice of tender  
Fiscal Division Ishikawa Prefectural Central Hospital  
2-1 kuratsukihigashi Kanazawa 920-8530 Japan  
TEL 076-238-7858
- (5) Time limit of tender  
10:00 a.m. 16 March 2022

土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したので、その関係書類を令和4年2月7日から同年3月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議を申し出ることができる。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
珠洲市土地改良区	岡田第3地区	農村総合整備事業 (条件改善型)	土地改良事業 計画書の写し	珠洲市産業振興課

土地改良区の清算人退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

清算法人川北町土地改良区

清算人氏名	住 所	退任年月日
前 哲 雄	能美郡川北町字朝日イ20番地	令和4年1月17日
畔 地 勇 夫	能美郡川北町字田子島ウ145番地	〃
山 代 守	能美郡川北町字中島ワ150番地	〃
江 戸 正 則	能美郡川北町字土室ル162番甲地	〃
西 戸 啓 信	能美郡川北町字土室サ5番乙地	〃
喜 多 政 尚	能美郡川北町字山田先出仁143番地	〃
任 田 正	能美郡川北町字壺ツ屋へ75番地1	〃
佐々木 茂 成	能美郡川北町字橘ソ12番地	〃

北 中 博 之 | 能美郡川北町字朝日イ7番地

〃

## 県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和4年2月7日から同年3月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
藤ノ瀬地区	県営ほ場整備事業 (面的集積型)	県営土地改良事業 計画書の写し	能登町 農林水産課
長島用水地区	水利施設等保全高度化事業	〃	白山市産業部 農業振興課

## 県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和4年2月7日から同年3月9日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年2月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
千野池地区	県営震災対策農業 施設整備事業	県営緊急耐震工事 計画書の写し	七尾市産業部 農林水産課

## 公 安 委 員 会

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月四日

石川県公安委員会

## 石川県公安委員会規則第一号

石川県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

石川県警察の組織等に関する規則(昭和四十一年石川県公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一金沢中警察署の部菊川交番の項中「菊川交番」を「笠舞交番」に、「同菊川一丁目二番一〇号先」を「同城南一丁目四二番一九号」に改める。

附 則

この規則は、令和四年三月一日から施行する。



## 石川県公安委員会告示第8号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月4日

石川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

194	国道159号 (今町出口)	金沢市今町甲14番地先から 金沢市今町甲38番地先まで	約140 メートル	終日	車両	二日市町に至る 方向
-----	------------------	--------------------------------	--------------	----	----	---------------

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1068	国道159号 (今町出口)	金沢市今町甲38番地先	国道159号本線 から北森本町方 向への左折	車両	終日	
1069	国道8号 (側道)	金沢市今町甲38番地先	北森本町方向か ら国道159号本 線への右折	車両	終日	

別表第4（指定方向外進行禁止）小松警察署管内の表66の項を次のように改める。

66	削 除				
----	-----	--	--	--	--

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表477の項を次のように改める。

477	削 除				
-----	-----	--	--	--	--

別表第6（車両の通行禁止）金沢中警察署管内の表3の項を次のように改める。

3	市道寺町1丁目 線8号	金沢市寺町1丁目1番20号先から 金沢市清川町2番1先まで	約60 メートル	終日	車両	
---	----------------	----------------------------------	-------------	----	----	--

別表第11（最高速度の指定）金沢東警察署管内の表に次のように加える。

254	国道159号 (今町出口)	金沢市今町甲14番地先から 金沢市今町甲38番地先まで	約140 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
-----	------------------	--------------------------------	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表268の項を次のように改める。

268	市道幹線あやめ 御経塚線	野々市市御経塚三丁目25番地先から 野々市市御経塚三丁目124番地先まで	約390 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両（原動機付 自転車及びけん 引②③を除く。）
-----	-----------------	---	--------------	----------------	----	--------------------------------

別表第18（駐車禁止）白山警察署管内の表212の項を次のように改める。

212	市道幹線あやめ 御経塚線	野々市市御経塚三丁目25番地先から 野々市市御経塚三丁目124番地先まで	約390メートル	終日	車両	
-----	-----------------	---	----------	----	----	--

